

「沖縄バプテスト連盟」開拓伝道基金規程

前文 沖縄バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、宣教長期計画及び連盟加盟教会が行なう開拓伝道を推進するため、資金面における補助を行なう目的でこの「開拓伝道基金規程」をつくり、開拓伝道の継続的な支援に寄与する。

（目的）

第1条 この基金は、連盟加盟教会・伝道所・協力団体（以下「教会」という）並びに信徒有志の協力のもとに、開拓伝道を推進するため、牧師謝儀や伝道所の家賃など開拓伝道に必要な資金を補助することを目的とする。

（名称及び原資）

第2条 この基金は「沖縄バプテスト連盟開拓伝道基金」といい、「連盟開拓伝道応援基金（100万円）」を原資とする。

（管理及び運営）

第3条 この規程の管理運営は総務部が行ない、毎会計年度の決算は、理事会の承認を受けた後、監事の監査を受け、総会に報告しなければならない。

（収入）

第4条 この基金の収入は次のものとする。

- (1) 一般会計よりの繰入金：（一般会計「開拓伝道応援基金」よりの充当）
- (2) 自由献金：（加盟教会及び信徒有志からの献金）
- (3) 開拓伝道指定献金：（開拓伝道をしようとする教会の開拓伝道を支援するため、加盟教会及び信徒有志が用途を指定して捧げる献金）（補助申請及び審査）

第5条 この基金より資金援助を受けようとする教会等は、次の書類を添付して、理事会に「開拓伝道資金援助申請書」を提出するものとする。理事会は、書類並びに面接による審査を宣教部に付託する。宣教部は審査の結果を含めて意見書を添付して、理事会に議案として提出する。

- (1) 教会役員及び総会の決議録
- (2) 開拓伝道計画書（開拓伝道5ヶ年計画）
- (3) 開拓伝道資金計画書（開拓伝道資金5ヶ年計画）

（補助の決定及び支出）

第6条 理事会は、宣教部よりの「開拓伝道資金援助申請書」を審議し、補助額の決定を行ない、基金を支出する。

（連盟主導による開拓伝道）

第7条 宣教部が立案して行なう開拓伝道は、「開拓伝道資金申請書」を添付して理事会の承認を受けるものとする。

付 則

1. この開拓伝道基金規程は、理事会の承認を受け、連盟第45回年次総会の決議した日1998年9月25日より実施する。
2. 2006年2月14日の理事会において「開拓伝道基金規程」一部変更
3. この規程を変更する場合は、理事会の承認を経て行なうものとする。